

## 只木ゼミ後期第4問検察反対尋問レジュメ

文責:1班

- 5 1. 弁護側は図利加害目的の認識の程度はどの程度必要だと考えているか。  
2. 弁護側の採用する積極的動機説について、積極的動機を要求する根拠は何か。またそのような心情要素によって可罰性の有無を判断することは適切だと考えているのか。  
3. 弁護レジュメ3頁3行目「積極的な加害目的があったとは認められない。」とする根拠の一つに乙が甲に対して脅迫しており、甲が融資に応じざるを得ない状況を作出したこと
- 10 を挙げているが、たとえ脅迫されたのであっても家族を守るという動機は自己の図利目的に該当するのではないか。

以上